

強引な訪問買い取り にご注意下さい!



ウマスギー

ウマすぎる話を言葉巧みに持ちかけてくる

「不用品を何でも買い取りますよ」などと言って、言葉巧みに電話勧誘し、実際に来訪した際は、貴金属などの高価な品を不当に安い価格で買い取って行きます。



強引な訪問買い取りにあわないために

- ◆ 貴金属やブランド品などをむやみに見せず、依頼していない品物の買い取りを要求された場合は、**きっぱりと断りましょう。**
- ◆ 事前の約束がない勧誘は禁止されています。突然、業者が自宅を訪問してきた場合は、**インターフォンやドア越しに断りましょう。**
- ◆ 断っているのに業者が帰らない場合は、**最寄りの交番**などに連絡しましょう。
- ◆ 買い取り契約をする場合は、必ず、**契約書面の交付**を受けましょう。
- ◆ 契約書面を受け取った日から**8日以内はクーリング・オフ**ができます。期間中は、品物の引き渡しを拒絶できるので、品物を手元に置いて、本当に売ってもよいか、よく考えることもトラブル防止の方法です。



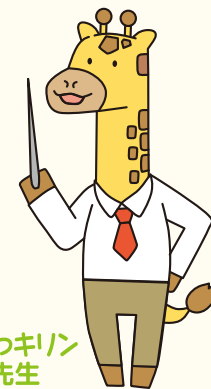
消費者トラブルは、 ひとりで悩まず、まず相談

※相談は、福岡市内に在住または在勤、在学の個人の消費者の方に限ります。

福岡市消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

これっキリン先生



受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く):9時～17時
第2・4土曜日:10時～16時(電話相談のみ)

消費者ホットライン **☎188(いやや)**

※お近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。